

平成 29 年度 信越総合通信局重点施策

— ICTで支える 信越の豊かな未来 —

信越総合通信局は、平成 29 年度において、「ICTで支える 信越の豊かな未来」をスローガンに掲げ、信越地域における ICT の基盤整備及び利活用を促進し、地域住民の安心で安全な暮らしの実現と地域の活性化に取り組んでいきます。

1 ICTによる地域の活性化

信越地域の自治体や民間企業、大学、関係団体等と協力して、地域 IoT 実装を進めるなど、ICT の利活用によって地域が抱える様々な課題の解決や活性化に取り組めます。

① 地域 IoT 実装の推進

信越地域の自治体、民間企業、大学等の関係機関が IoT に関して連携できる場を作り、先進的な事例の横展開を進めることにより、医療・介護・健康、防災、農業、観光といった生活に身近な分野における IoT の実装を進めます。

② ふるさとテレワークの普及

人や仕事の地方への流れを促進し、大都市と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進するため、信越地域においてふるさとテレワーク推進事業を行う自治体等への支援を行います。

③ 放送コンテンツの海外展開

外国人観光客を誘致するために、信越地域の魅力を海外に伝える放送コンテンツを制作・発信するとともに関連イベントを一体的に行う取組みを支援します。

④ デジタルコンテンツの振興

デジタルコンテンツに関するコンテストを支援し、優秀な作品を制作した個人・グループを表彰するなど、信越地域におけるデジタルコンテンツの制作・流通を促進します。

また、信越地域の美しい自然や文化などを、立体感、臨場感ある映像で紹介する 4K コンテンツの制作と流通を支援します。

⑤ オープンデータの利活用

オープンデータの流通及び活用を推進するため、地域オープンデータ推進会議の取組みを中心として、自治体等が所有するデータの公開を進めるとともに、オープンデータの利活用の促進を図ります。

2 地域のICT基盤整備

信越地域の成長と発展を支えるICT基盤の整備を一層促進するため、自治体が進めるWi-Fi環境整備に対する支援や地元から整備要望が出されている山岳観光地や新幹線トンネル等における携帯電話の不感対策などに取り組みます。

① Wi-Fi環境の整備

防災拠点等において災害時に必要な情報伝達手段を確保するとともに、平時においては観光・教育等での活用を図ることを目的に自治体等が進めるWi-Fi環境の整備を支援します。

② 携帯電話等エリア整備事業の推進

携帯電話が利用できない地域の不感対策を進めるとともに、火山防災対策も含め、地元自治体等から要望が出されている山岳観光地における携帯電話不感エリアの解消を支援します。

③ 新幹線トンネルにおける携帯電話不感対策

信越地域を通過する上越新幹線及び北陸新幹線のトンネル内での携帯電話の利用を可能とするため、平成32年の完了を目指して携帯電話不感対策の取組みを進めます。

④ 超高速ブロードバンド環境の整備

過疎地域や離島などを有する自治体を支援し、地域住民の生活や企業の活動等に必要不可欠な光ファイバ等の超高速ブロードバンド環境の整備を推進します。

⑤ 4K・8Kに対応したケーブルテレビ光化の促進

信越地域の多くの世帯がケーブルテレビを通じてテレビを視聴している状況を踏まえ、4K・8K放送の送受信環境を整備するためにケーブルテレビ事業者が行う光ケーブル化等を支援します。

3 ICTによる地域の強靱化

災害時において地域住民の生命・財産を守るために必要な情報の提供を迅速かつ正確に行うため、放送ネットワークの強靱化や防災行政無線のデジタル化等に取り組めます。

① 放送ネットワークの強靱化

放送による防災情報や避難情報などを確実に提供できるようにするため、放送事業者が行う災害に強いネットワークを整備する事業やラジオの難聴解消を支援します。

② Lアラートの充実

自治体やライフライン事業者が発信する災害情報等を集約し報道機関等へ配信するLアラートについて、地域住民へ情報を伝える情報伝達者の拡充とともに、システムの高度化のために必要な取組みを進めます。

③ 防災行政無線のデジタル化

市町村が地域住民に情報を伝える中核的なシステムである同報系を中心に、防災行政無線の整備及びデジタル化を進めます。

④ 臨時災害放送局の開設支援

市町村が被災者の避難生活等に必要な情報を提供するために開設する「臨時災害放送局」について、その開設及び運用を円滑に行えるようにするための市町村と放送事業者との間の協定締結に関する働きかけを進めます。

⑤ 被災自治体等に対する支援

被災自治体等に対し、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）、移動電源車、臨時災害放送局用機器、ICTユニットの貸出しを行うなど、各種支援を迅速に行います。また、自治体が行う防災訓練にも積極的に参加します。

⑥ 非常時における重要な通信の確保のための体制支援

国、自治体、電気通信事業者等で構成する信越地方非常通信協議会について、活動の充実を図るとともに、非常時の円滑な通信体制の確立を支援します。

⑦ 安心・安全な海上無線システムの普及

新潟県沖は日本海側の海上交通の要衝となっていることを踏まえ、常に安全な船舶の航行ができるようにするため、関係団体と連携し、国際的な船舶の共通無線通信システム（国際VHF）や船舶の自動識別装置（AIS）の普及を促進します。

4 ICTによるイノベーションの創出

信越地域の大学や民間企業等が進めるICT分野の研究開発の支援や信越地域の産業発展及び活性化につながるICTベンチャーの育成等によるイノベーションの創出に取り組みます。

① ICT分野の研究開発支援

ICT分野の研究開発と地域課題の解決、地域産業の活性化を促進するため、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）等により、信越地域の大学や民間企業等が進める独創性・新規性に富む研究開発を支援します。

② ICTベンチャーの支援

学生等によるアプリコンテストで優秀なアプリを開発した個人・グループを表彰するとともに、「起業家甲子園」及び「起業家万博」への出場を支援するなど、信越地域におけるICTベンチャーの起業を促進する取組みを進めます。

③ 多言語音声翻訳システムの普及

信越地域を訪れる外国人との間の「言葉の壁」をなくし自由な交流ができるようにするため、多言語音声翻訳システム（Voice Tra）の普及を促進します。

④ プログラミング教育の普及

学校教育におけるプログラミング教育の必修化を踏まえ、地理的条件等によらず、子供たちが最先端のプログラミング教育を受ける機会を確保するための取組みを進めます。

⑤ 新たな電波利用の促進

信越地域の特徴を活かした周波数の有効利用を促進するため、大学、研究機関等における新たな電波利用ニーズの把握に努めます。また、電波の利用状況調査を実施し、周波数割当計画を作成します。

5 安心して安全なネット利用の推進

インターネットを安心かつ安全に利用できるようにするため、青少年のインターネット・リテラシーの向上を図るほか、自治体等におけるサイバーセキュリティ対策の向上等にも取り組みます。

① インターネット・リテラシーの向上

スマートフォンの普及など青少年のインターネット利用が急速に進んでいることを踏まえ、学校に出向いて行う「e-ネット安心講座」をはじめとするインターネットの安心・安全な利用のため啓発活動を推進します。

また、信越地域にある大学の教育学部の学生を対象とした情報モラル教育の実施及び拡充を図ります。

② 消費者トラブルに対する支援

スマートフォンや光インターネットなど、電気通信サービスの高度化と多様化に伴って発生する様々なトラブルに対して、信越地域の関係機関との情報や意見の交換を行い、協力して消費者のトラブル解消及び防止の取組を進めます。

③ サイバーセキュリティ対策の向上

コンピュータウィルスや不正アクセスなどによるサイバー攻撃が多発していることから、啓発のためのセミナーを開催するとともに、実践的なサイバー防御演習（CYDER）への信越地域の自治体の参加拡大を図ります。

6 良好な電波利用環境の確保

様々な分野において電波の利用が拡大している状況を踏まえ、良好な電波の利用環境の確保に努めるとともに、電波の安全性や正しい知識の普及に取り組みます。

① 重要無線通信妨害への迅速な対応

消防・救急無線、警察無線、航空・海上保安無線など重要無線通信への妨害は、人命の救助や財産の保護など地域住民の生活に重大な支障を与えることから、その混信・妨害が発生した場合には迅速に対応します。

② 不法・違法無線局対策

電波の監視を行い、不法・違法無線局の摘発や指導を行うとともに、警察や海上保安庁との共同取締りの実施により、不法・違法無線局の排除を行います。

③ 外国規格無線機器の流通・使用防止

観光地等において、日本では使用が認められていない外国規格の無線機器が使用されることがあるため、白馬地域など外国人観光客が多い地域を中心に啓発活動を実施します。また、基準に適合しない無線設備の販売を防ぐための対策を進めます。

④ 医療機関等における電波利用の推進

電波の安全性に関する正しい知識と理解を深めるためのセミナー等を開催します。また、医療機関において携帯電話等の電波利用機器を安全に使用できるようにするための周知啓発や課題の把握、推進方策の検討を進めます。

⑤ 新スプリアス規格への移行対策

国際条約の改正に伴い、スプリアス発射(認められた周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改められたことに伴い、無線局の免許人に対する周知啓発を進めます。